

事 務 連 絡
令 和 6 年 8 月 9 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 公 共 事 業 調 査 室 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を踏まえた
工事及び業務に従事する作業員等の安全確保等について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う対応については、平成 29 年 10 月 25 日国土交通省災害対策連絡調整会議申合せ（令和 3 年 10 月 13 日改定。以下「申合せ」という。）のとおりに申し合わせているところであるが、今般、令和 6 年 8 月 8 日の日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震を受け、同情報が気象庁から発表されたことを踏まえ、既契約の工事及び業務（以下「工事等」という。）において、下記のとおり適切に取り扱うこと。

記

○作業員等の安全確保について

土木工事安全施工技術指針等に基づき、受注者が適切に作業員等の安全確保が可能な体制の構築に努めるよう指示すること。

○工事等の一時中止措置について

「南海トラフ地震防災対策推進地域」での契約済み工事等において、申合せを踏まえ、地震の発生の危険にかんがみ、受注者が施工中又は履行中における工事等の一時中止を求める場合、工事請負契約書第 20 条、土木設計業務等委託契約書第 20 条等の規定に基づき、必要があると認めるときは、一時中止措置を行うこと。

以上